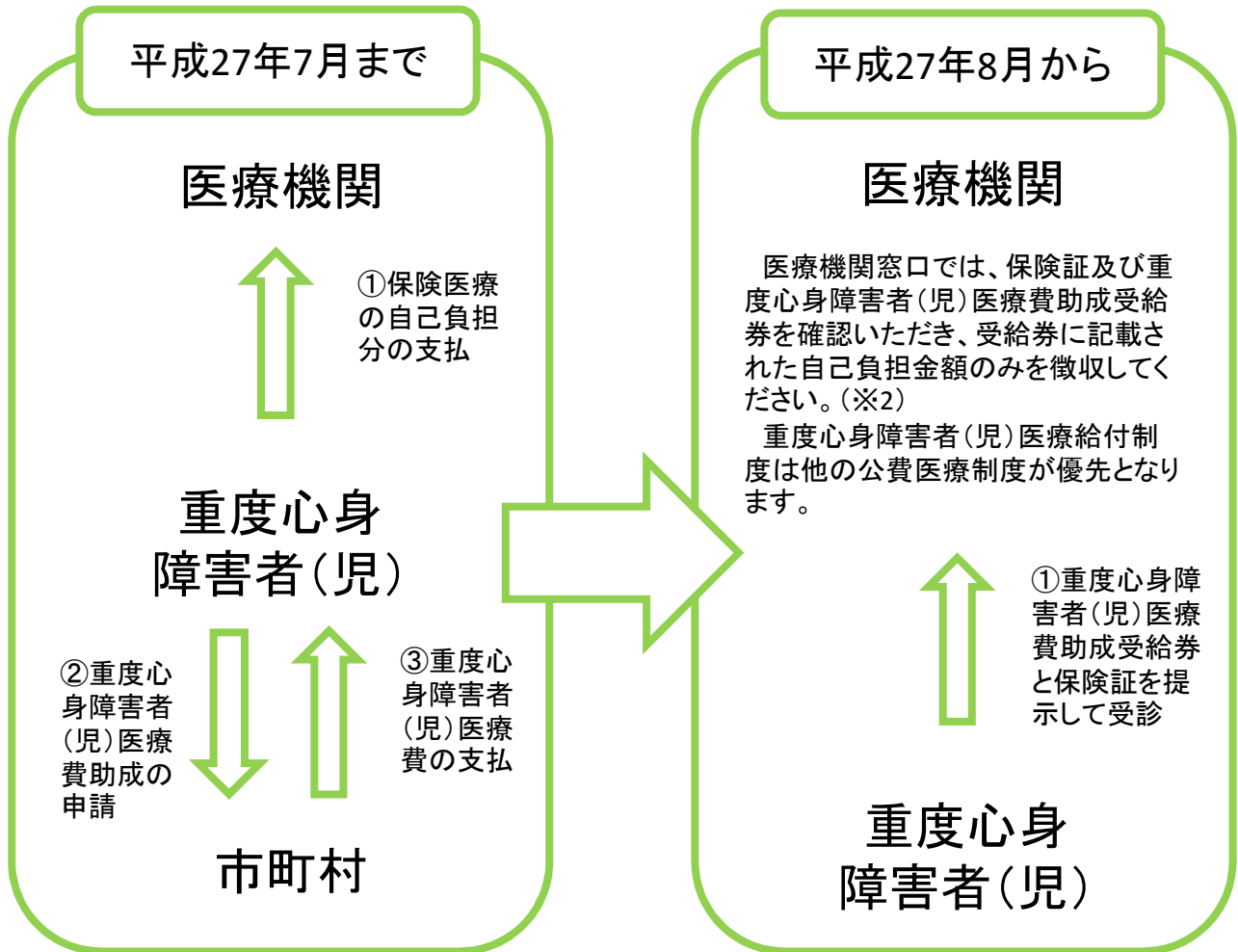


平成27年8月より(※1)

重度心身障害者(児) 医療給付制度が変わります

平成27年8月から従来の償還払い方式から現物給付方式へ制度を変更いたします。

医療機関窓口では、受給券に記載された自己負担金額のみを徴収してください。(ただし、加入している保険が県外国保組合の場合は、徴収額が異なる場合がありますので御注意ください)



※1 実施時期は、県の市町村に対する補助の変更時期であり、市町村の実施時期については各市町村によって異なる可能性があります。

※2 自己負担金額は、通院1回、入院1日につき0円、200円及び300円のいずれかとなり、受給者によって異なります。